

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(ハラスメント<u>及び性暴力等</u>の禁止)</p> <p>第23条 ハラスメント<u>及び性暴力等(以下「ハラスメント等」という。)</u>をいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメント<u>等</u>の防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p> <p><u>(勤務間インターバル) (新設)</u></p> <p>第33条の2 <u>学長は、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）において診療に従事する医師のうち、時間外労働又は休日労働の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められるものについては、勤務シフト等で予定された1日の勤務終了後から次の勤務の開始までに連続した休憩時間（以下「勤務間インターバル」という。）を与えなければならない。ただし、やむを得ない事由による時間外労働</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第23条 <u>職員は、</u>ハラスメントをいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント防止規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p>

働又は休日労働を命じた場合は、この限りではない。(新設)

2 前項ただし書きの規定により、勤務間インターバル中に時間外労働又は休日労働を命じた場合は、その時間数に応じて、事後的に休息時間(以下「代償休息」という。)を付与しなければならない。

(新設)

3 この規程に定めるもののほか、勤務間インターバル、代償休息等に関し必要な事項は別に定める。(新設)

(略)

(年次有給休暇)

第38条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。以下同じ。)を単位として、4月1日又は採用の日にこれを与えるものとする。ただし、雇用予定期間が6月未満の職員又は前年度に全労働日の8割以上勤務しなかった職員には、年次有給休暇を与えない。

2 前項の休暇の日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 新たに採用された職員 採用の月に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数

1週間の所定労働日数	1年間の所定労働日数 (※1)	採用の月								
		4月	5月	6月	7月,8月,9月	10月	11月	12月	1月,2月,3月	
5日(※2)	217日以上	13日	12日	11日	10日	7日	6日	5日	4日	
4日	169~216日	9日	8日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	
3日	121~168日	7日	6日	6日	5日	4日	3日	3日	2日	
2日	73~120日	4日	4日	4日	3日	2日	2日	2日	1日	
1日	48~72日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	1日	

※1 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員

(略)

第38条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。以下同じ。)を単位として、4月1日又は採用の日にこれを与えるものとする。ただし、雇用予定期間が6月未満の職員又は前年度に全労働日の8割以上勤務しなかった職員には、年次有給休暇を与えない。

2 前項の休暇の日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 新たに採用された職員 採用の月に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数

1週間の所定労働日数	1年間の所定労働日数 (※)	採用の月								
		4月	5月	6月	7月,8月,9月	10月	11月	12月	1月,2月,3月	
5日	217日以上	13日	12日	11日	10日	7日	6日	5日	4日	
4日	169~216日	9日	8日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	
3日	121~168日	7日	6日	6日	5日	4日	3日	3日	2日	
2日	73~120日	4日	4日	4日	3日	2日	2日	2日	1日	
1日	48~72日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	1日	

※ 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員

※2 週の所定労働時間が30時間を超える職員を含む。

(2) 前年度から引き続き雇用されている職員 採用された日から起算した継続勤務期間に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数

1週間の所定労働日数	1年間の所定労働日数(※1)	採用の日から起算した継続勤務期間 (※2)					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日(※3)	217日以上	14日	15日	17日	19日	21日	23日
4日	169～216日	10日	11日	12日	14日	15日	17日
3日	121～168日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
2日	73～120日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
1日	48～72日	3日	3日	3日	4日	4日	4日

※1 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員

※2 「継続勤務期間」とは、その雇用が社会通念上中断されていないと認められる場合をいうものとし、常勤職員を退職し、引き続き非常勤職員に採用された場合は、常勤職員の在職期間を含むものとする。また、継続勤務期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。

※3 週の所定労働時間が30時間を超える職員を含む。

3 (略)

4 年度途中において、勤務日数に変更が生じても、新たに年次有給休暇を付与しない。(新設)

5 職員が年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇の時期(始期及び終期)を指定して、事前に所属長に請求しなければならない。

6 前項により職員の指定する時期に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時期を変更することができる。

7 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前2

(2) 前年度から引き続き雇用されている職員 採用された日から起算した継続勤務期間に応じ、次の表に掲げる1週間の所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数

1週間の所定労働日数	1年間の所定労働日数(※1)	採用の日から起算した継続勤務期間 (※2)					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日	217日以上	14日	15日	17日	19日	21日	23日
4日	169～216日	10日	11日	12日	14日	15日	17日
3日	121～168日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
2日	73～120日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
1日	48～72日	3日	3日	3日	4日	4日	4日

※1 週以外の期間によって所定労働日が定められている職員

※2 「継続勤務期間」とは、その雇用が社会通念上中断されていないと認められる場合をいうものとし、常勤職員を退職し、引き続き非常勤職員に採用された場合は、常勤職員の在職期間を含むものとする。また、継続勤務期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。

3 (略)

4 職員が年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇の時期(始期及び終期)を指定して、事前に所属長に請求しなければならない。

5 前項により職員の指定する時期に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時期を変更することができる。

6 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前2

項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日（以下「第1基準日」という。）から1年以内に、当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について、所属長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、10日以上年次休暇を第1基準日に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上年次休暇を与えられた職員に対しては、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。）について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が前3項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。

9 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、やむを得ない事由があり、所属長がこれを認めたときは、1時間単位で取得することができる。

10 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、所定労働時間をもって1日とする。

11 年次有給休暇は、23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(略)

(懲戒)

第71条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。

項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日（以下「第1基準日」という。）から1年以内に、当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について、所属長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、10日以上年次休暇を第1基準日に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上年次休暇を与えられた職員に対しては、履行期間（第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数（以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。）について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が前3項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。

8 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、やむを得ない事由があり、所属長がこれを認めたときは、1時間単位で取得することができる。

9 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、所定労働時間をもって1日とする。

10 年次有給休暇は、23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(略)

(懲戒)

第71条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。

(1)～(10) (略)

(11) セクシュアル・ハラスメント行為を含む性暴力行為を行ったとき。

(12)～(26) (略)

(略)

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表1 (第35条第3項関係)

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
医員	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		早出A	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
		早出B	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
		早出C	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
		遅出A	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
		遅出B	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分
		遅出C	10時00分 (新設)	18時45分 (新設)	12時00分～13時00分 (新設)
		遅出D	10時30分 (新設)	19時15分 (新設)	12時00分～13時00分

(1)～(10) (略)

(11) セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動) 行為を行ったとき。

(12)～(26) (略)

(略)

別表1 (第35条第3項関係)

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
医員	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		早出1	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
		早出2	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
		早出3	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
		遅出1	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
		遅出2	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分

			(新設)				
	<u>遅出E</u> (新設)	<u>11時00分</u> (新設)	<u>19時45分</u> (新設)	<u>12時00分～1</u> <u>3時00分</u> (新設)			
	<u>遅出F</u> (新設)	<u>11時30分</u> (新設)	<u>20時15分</u> (新設)	<u>12時00分～1</u> <u>3時00分</u> (新設)			
	<u>遅出G</u>	13時00分	21時45分	19時00分～2 0時00分	<u>遅出G</u>	13時00分	21時45分 19時00分～2 0時00分
	<u>遅出H</u> (新設)	<u>13時30分</u> (新設)	<u>22時00分</u> (新設)	<u>19時15分～2</u> <u>0時00分</u> (新設)			
※上記に加え、病院救命救急センター勤務の医員は右記の勤務有	<u>16勤A</u>	16時00分	翌9時00分	19時30分～2 0時00分, 0時 00分～0時30 分, 4時00分 ～4時30分	※上記に加え、病院救命救急センター勤務の医員は右記の勤務有	16勤	16時00分 翌9時00分 19時30分～2 0時00分, 0時 00分～0時30 分, 4時00分 ～4時30分
	<u>16勤B</u> (新 設)	<u>15時30分</u> (新設)	<u>翌8時30分</u> (新設)	<u>19時30分～2</u> <u>0時00分, 0時</u> <u>00分～0時30</u> <u>分, 4時00分</u> <u>～4時30分</u> (新設)			
	<u>16勤C</u> (新設)	<u>16時30分</u> (新設)	<u>翌9時30分</u> (新設)	<u>19時30分～2</u> <u>0時00分, 0時</u> <u>15分～0時45</u> <u>分, 4時00分</u> <u>～4時30分</u>			

				(新設)	
※上記に加え、病院NICU病棟勤務の医員は右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分	
※上記に加え、病院HCU病棟勤務の医員は右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分	
※上記に加え病院ICU病棟勤務の医師は右記勤務有 (新設)	16勤 (新設)	16時00分 (新設)	翌9時00分 (新設)	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分 (新設)	
※上記に加え、麻酔科蘇生科勤務の医員は右記勤務有	16勤1	16時00分	翌8時30分	23時45分～0時45分	
	16勤2	17時00分	翌9時30分	23時45分～0時45分	
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～2 (略)

3 上記表中の医師の16勤については、日中における通常業務より労

※上記に加え、病院NICU病棟勤務の医員は右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分	
※上記に加え、病院HCU病棟勤務の医員は右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分	
※上記に加え、麻酔科蘇生科勤務の医員は右記勤務有	16勤1	16時00分	翌8時30分	23時45分～0時45分	
	16勤2	17時00分	翌9時30分	23時45分～0時45分	
		深夜	00時00分	8時45分	3時30分～4時30分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～2 (略)

働密度が低いことから、急患対応がない場合や深夜、早朝などにおいて、上記の休憩時間の他、別途、休憩又は仮眠の時間を設けるものとする。（新設）

別表2（第38条第1項第5号関係）（略）

**【改正理由】**

以下の理由により規定に改正を行うもの

- ① 性暴力に関して、明記するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図る。
- ② 医師の働き方改革への対応として勤務間インターバルについて明記する。
- ③ 医師の勤務時間を新たに設定する。

別表2（第38条第1項第5号関係）（略）